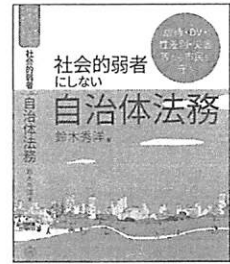




鈴木 秀洋 著

『虐待・DV・性差別・災害等から
市民を守る 社会的弱者にしない自治体法務』

(2021年、第一法規、A5判 584頁、本体 3,600円)



中央大学法学部教授 四方 光

執筆者の鈴木秀洋氏は、若き頃は東京都文京区職員として活躍されつつ、その職務を学問的な観点から意義付けることにも努力され、現在は日本大学危機管理学部准教授として研究・教育活動に当たっておられる。専門領域は、まさに本書のテーマである虐待、DV、性差別、災害等から市民を守る市町村の危機管理であり、国や自治体の様々な有識者会議等の構成員としても活躍しておられる。

同氏はまた、「社会安全政策論」という故 渥美東洋 中央大学名誉教授が提唱された学問領域も研究しておられ、同大学総合政策学部・法学部の講座「社会安全政策論」を紹介者らとともに担当していただいております、その意味では紹介者の研究仲間でもある。

さて、本書は、市民の安全・安心を守る主役が基礎自治体である市町村であることを宣言するものであり、市町村職員に対する強力なエール・叱咤激励ともなっている。市町村職員やそれを目指す学生にとって、必読の書というべきであろう。

地方分権が推進される中、市町村は様々な業務を担っているが、市民に最も近い基礎自治体であるからこそ、虐待、DV、性差別、災害等から市民を直接に守る危機管理業務こそが市町村が担うべき最も重要な業務であることを、本書は主張している。紹介者は警察の出身なので、上記の社会安全政策論において、司法・警察の立場から、市民の安全・安心を守ることは司法・警察機関だけでは達成できず、市民に身近な自治体やボランティアの協力が不可欠であると述べてきたが、執筆

者は、基礎自治体に勤務されてきた経験から、市民に身近な基礎自治体こそが市民の安全・安心を守る主役であるべきであると、自信をもって宣言されているものと拝察する。

紹介者が思うに、戦前は自治体に相当する地方機関と警察は一体的な組織であったのに対し、戦後は自治体本体と警察が分離され、危機管理業務は主として警察が担うべきものといった理解が広まってしてしまったため、市町村が危機管理業務を担うという意識が必ずしも一般的ではなくなってしまうのではなかろうか。阪神淡路大震災やオウム真理教事件が生じた平成7年頃から、市民自身が自らの安全・安心を守り、助け合おうとする意識が高まったといわれており、それに伴って、市民に最も身近な基礎自治体である市町村の危機管理における役割も徐々に高まってきた。実際、本書でも紹介している児童虐待防止法、DV防止法等の市民の安全を守るための新たな法律の多くは市町村に重要な役割を期待しており、多くの自治体が自ら市民の安全・安心を守る条例を制定し、あるいは生活安全課、市民安全課等の市民の安全のための部署を設置してきている。そのような危機管理の分野における市町村の中心的役割を明白に宣言したのが、本書といえる。

とはいえ、本書が取り上げる現代社会の深刻な課題を、市町村だけで解決できるものでもない。最も重要な役割を担う市町村が中心となって、国、都道府県、NPO、企業、住民ボランティア等が情報共有を行い、具体的な問題解決活動において連携する枠組み、すなわち社会安全政策

論の最重要概念の一つでもある「多機関連携」の枠組みを整備し、活用すべきことが随所で主張されている。そして、現行法上多機関連携の模範的枠組みとなっているのが、児童福祉法に規定されている要保護児童対策地域協議会であり、他の分野でも同様の制度が導入されるべきことが主張されている。

具体的に本書の内容を見てみよう。本書は、9つの章によって構成されている。

「第1章 個々人の権利利益向上のための自治体危機管理法務（マネジメント）＝社会的弱者にしない自治体法務」は、本書に一貫する4つの視座について述べている。すなわち、①行政法・地方自治法の再構成という視座として、個々人の権利利益の保障として危機管理を行政法の理解に取り込むべきこと、②危機管理という視座として、テロ等に限らず人々の日常生活における生きづらさへの対処も危機管理として捉えるべきこと、③当事者主義と様々な学問分野の知見結集と具体化の視座として、具体的な問題に直面する当事者の声をよく聞いて行政運営の改善や制度設計に当たるべきこと、④社会モデルとしての社会的弱者の視点として、市民を社会的弱者にしないという目標を重要な政策目的とすべきとする問題提起を行うことが、本書に底通するテーマとなっている旨述べている。

「第2章 児童虐待と危機管理」、「第3章 ストーカー、配偶者暴力・DVと危機管理」、「第4章 ジェンダーと危機管理——性暴力防止を中心に」、「第5章 SOGI・LGBTQ対応と危機管理」、「第6章 高齢者、障害者差別と危機管理」、「第7章 災害と危機管理——要配慮者を中心に」、「第8章 地域の安全安心と危機管理」の各章においては、それぞれの分野における重要課題を、詳細な統計数値や当事者の声、議会や有識者会議での議論等をもとに丁寧に分析し、現状において不足している施策や制度的課題についての的確な提言を行っている。これら提言に共通しているのは、上述したように、市民に最も近い基礎自治体である

市町村が、市民生活の身近な安全・安心を守る危機管理の主役であるべきこと、市町村が中心となって多機関連携の枠組みを設置し、運営すべきことである。

最後の「終章 新型コロナウイルス感染症下での本書の意義（おわりに）」では、新型コロナウイルス感染拡大の状況にある今日において社会的弱者の立場は一層悪化しており、本書の主張がより一層重要になっている旨述べる。その上で、「筆者は、これまで合理的人間像を前提にした自己責任論・規範的責任論を基にした法学教育を受けてきた。しかし、筆者が実務に出て向き合ってきた人々は、そもそもそうした前提条件をあてはめることができない、その土台を奪われ、又はその土台を持っていない人々がほとんどであった」「社会的制度設計の欠落によって社会的弱者とされてしまった人々が安全・安心に生きる権利を、きめ細かなセーフティーネットを紡いで日々の暮らしを守っていくことこそが行政の重要な役割なのではないか」（556頁以下）という本書の基本的立場を改めて表明している。

紹介者の私見では、本書の考え方が市町村職員に広まれば、我が国の社会問題は相当程度改善されるのではないかと思うが、本書によっても、なお残される課題として2点指摘しておきたい。1つには、本書が主張する市町村の役割は、現在の小規模市町村が担うのにはやや荷が重いように見える。しかし、そのことは本書の主張の誤りを示すものではなく、むしろ市町村の行政能力の向上ないし支えが必要であることの根拠の一つを意味する。2つ目として、自治体職員であった筆者からは住民ボランティアやNPOの重要性は自明のことかと思われるが、多くの都市住民にとってはこれら民間主体の重要性は分かりにくい。公共の一翼を担っており市町村の重要なパートナーであるこれら民間主体があってこそ多機関連携が成り立つことも、世間にはよりよく知ってもらいたいものである。

（しかた・こう）